



公害防止協定書

高千穂公民館及び岩坪公民館（以下「甲」という。）と川本雄剛（以下「乙」という。）は、東伯町長及び大栄町長（以下「町長」という。）を立会人として、鳥取県東伯郡東伯町大字森藤 1041-2, 1042, 1043 番地に建設する川本牧場牛舎の経営管理にあたり、畜産公害の発生しない永続的な施設管理を図るため、次のとおり公害防止協定を締結する。

（公害防止の理念）

第1条 乙は公害の発生を未然に防止するため、公害関係法令を遵守するとともに、地域住民との約束を守り、積極的に公害防止対策を実施し、畜産公害を発生させない万全の対策を施すものとする。

2 乙は、地域住民の健康保護並びに生活環境の保全に対する責務を深く自覚し、施設周辺地域の環境保全に最善の努力をばらうものとする。

（施設新增設の協議）

第2条 乙は、公害の発生のおそれのある施設等を新設・増設または、変更しようとするときは、あらかじめ甲にこれらの施設の種類、構造、使用方法等並びに、公害防止計画書を提出し、甲、乙協議のうえ、公害防止に万全を期するものとする。

（牛舎、搾乳舎、堆肥舎等の施設管理対策）

第3条 乙は、牛舎、搾乳舎、堆肥舎等の施設の日常管理に万全を期し、その機能を十分に発揮させ、正常な管理に努めるとともに次の処理に努めるものとする。

- (1) 搾乳舎等の施設から発生する洗浄水や糞尿等の雑排水は貯水槽に留めて衛生的に管理し、農業用散水機を用いて圃場へ還元し、施設外の水路等に流さないこと。
- (2) 糞尿は牛舎内でオガクズ等の副資材を用いて水分を低下させた後、堆肥発酵施設で貯留する等の処理方法により、臭気を発生させない対策を日常的に講じること。
- (3) 堆肥発酵施設の攪拌は、生活時間帯には出来る限り行わないこと。

（悪臭及び衛生害虫防止対策）

第4条 乙は、この畜産施設から悪臭及び衛生害虫が発生しないよう衛生的な管理に努め、地域住民の生活環境を阻害しない万全な対策を講ずるとともに次の処理に努めるものとする。

- (1) 糞尿などの畜産廃棄物の野積みや敷地外への放流、投棄は絶対にしないこと。
- (2) 施設内や畜産施設の清潔な管理に努めるとともに、敷地周辺の美化や緑化等に努めること。
- (3) 堆肥、雑排水等の運搬にあたっては、道路等に汚水や汚物が飛散、流出しないよう最善の配慮をばらうこと。

（水質汚濁対策）

第5条 乙は水質の汚濁を防止するため、施設屋根及び敷地への降雨水については、沈砂槽で処理するなど、排水対策に必要な処置を講じ、雨水以外は敷地外に流さないこと。

(報告及び立ち入り調査)

第6条 甲は行政機関立会のもと、牛舎等施設内の立ち入り調査をする場合、乙はこれを否定してはならない。

2 甲は、前項の報告または立ち入り調査により知り得た事項を公開することができる。

(苦情処理対策)

第7条 乙は、地域住民から生活環境に係る苦情等の申し立てがあれば、誠心誠意対処するものとする。苦情内容が施設または施設管理に起因する場合は、速やかにその状況を調査し、苦情原因の解消にあたらなければならない。

(操業の一時停止等)

第8条 立ち入り調査結果において東伯町環境保全条例に違反し、改善命令若しくは勧告が出たにもかかわらず、それに従わない時、又は、前第3条第4条第5条の措置を怠ったことが原因で公害が発生した時は、発生原因の操業を一時停止し、措置が完了するまで操業を再開してはならない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、若しくはこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、立会人それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年8月1日

甲 住所 鳥取県東伯郡大栄町大字西高尾 847 番地 424
氏名 高千穂公民館長 家 森 政 男



甲 住所 鳥取県東伯郡大栄町大字岩坪 180 番地
氏名 岩坪公民館長 徳 山 隆 敏



乙 住所 鳥取県東伯郡東伯町大字法万 798 番地
氏名 川 本 雄 剛



立会人 住所 鳥取県東伯郡東伯町大字徳万 591 番地 2
氏名 東 伯 町 長 米 田 義 人



立会人 住所 鳥取県東伯郡大栄町大字由良宿 423 番地 1
氏名 大 栄 町 長 吉 田 幸 史

